

○九州地方整備局告示第105号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年6月30日

九州地方整備局長 小平田 浩司

第1 起業者の名称 長崎県

第2 事業の種類 二級河川田川水系田川改修工事（左岸：長崎県対馬市豊玉町田字銘隠地内から同市豊玉町田字茂ノ隠地内まで、右岸：長崎県対馬市豊玉町田字フナグラ地内から同市豊玉町田字隈ノ下地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 長崎県対馬市豊玉町田字銘隠、字大島、字茂ノ隠、字フナグラ、字賀佐隠及び字隈ノ下地内
- 2 使用の部分 長崎県対馬市豊玉町田字大島、字フナグラ及び字賀佐隠地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県対馬市豊玉町田字銘隠地内から同市豊玉町田字マメツクシ地内までの二級河川田川水系田川（以下「田川」という。）左岸の延長1,350m及び同市豊玉町田字フナグラ地内から同市豊玉町田字マメツクシ地内までの田川右岸の延長1,610mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川田川水系田川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川田川水系田川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴い遮断される市道の従来機能の回復を図るための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である長崎県は、既に本件事業を開始していること、田川は、河川

法第5条第1項の規定に基づき長崎県知事が指定した二級河川であり、同法10条第1項の規定に基づき長崎県知事が河川管理者であることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

田川は、その源を長崎県対馬島中部の黒隈山に発し、西に向かって貫流し、三根湾に注ぐ河川である。

田川流域は、上流域が標高200m前後の山地からなり、中流域から下流域にかけての河川沿いは狭い平地となっており、集落が形成され、水田や畑などの耕地が広がっている。

しかしながら、田川流域は、梅雨や台風の影響を受ける時期にかけて雨量が多く、また、田川は、川幅が狭いため流下能力が低いことなどから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。特に、平成11年8月の集中豪雨において、床上・床下浸水した家屋が15戸、耕地の約9.3haが冠水し、被害総額約1億1,800万円に及ぶ甚大な被害が発生している。

田川水系の治水対策は、平成15年7月に「田川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）が、平成15年12月には「田川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、年超過確率1/30規模の降雨において、基準地点である茂ノ際橋における計画高水流量50^m³/秒（以下「整備計画目標流量」という。）を安全に流下させることを目標とし、河道拡幅、河床掘削による河道の整備が順次実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を解消し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の解消に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく、環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年3月に任意で工事实施に伴う騒音、

振動及び粉じんの予測を実施しており、その結果によると、振動及び粉じんの項目においては基準値を満足するものとされており、騒音については、環境基準等を超過する値が見られるため、環境保全措置として防音シートの設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は当該措置を講ずることとしている。また、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用して工事を実施し、さらに、粉じんの発生を抑制するため、粉じんについては、必要に応じて散水することとし、加えて工事に起因する水質汚濁防止のため、汚濁防止膜を設置するなど周辺の生活環境等に配慮することとしている。

また、起業者は平成13年に任意で動植物に関する調査等を実施しており、その後新たに得られた知見を踏まえ、平成24年10月に環境影響評価法等に準じて任意で動植物に関する調査等の照査を実施したところ、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるツシマテン、文化財保護法における天然記念物及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているシイノミミミガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、ゴマハゼ、タケノコカワニナ、ウラギンスジヒョウモン、ウラナミジャノメその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、シイノミミミガイ及びタケノコカワニナについては、生息環境の維持を図るため、河床の石を護岸付近に置石し、湿った泥部を作り、ヨシ帯を保全することとしている。ツシマヤマネコについても、工事において環境保全型ブロックを使用し、水域から陸域までの連続性を確保することとしている。また、工事中は工事車両によるツシマヤマネコの交通事故が発生しないよう、工事車両の運転に十分注意することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。なお、工事の実施にあたり、文化財等が確認された場合、起業者は長崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の解消を図ることを目的として河川改修を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請のあった河床掘削及び河道拡幅案（以下「申請案」という。）と、河道拡幅案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、河床を掘削することから、環境に与える影響は大きいものの、必要な措置を講ずることによって影響を最小限に抑えられること、取得必要面積が少ないこと、法面工が小規模となること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を解消し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、沿川の自治体の長である対馬市長等から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
長崎県対馬市役所